

## 長与町議会における議案書等の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町議会基本条例（平成25年条例第30号）第6条第5項において、「本会議の審議及び委員会審査においては、積極的な資料の公開に努め、町民に対し分かりやすい議論を行うものとする」と規定していることから、資料の公開に必要な事項を定めるものとする。

(公開する資料)

第2条 公開する資料は、次のとおりとする。

- (1) 一般質問通告書
- (2) 議案書及び議案等概要調書
- (3) 議案審議に関する説明資料

(公開の方法)

第3条 一般質問通告書及び議案書並びに議案審議に関する説明資料（以下「議案書等」という。）は閲覧によるものとする。ただし、一般質問通告書は傍聴人に配布する。

2 一般質問通告書及び議案書並びに議案等概要調書は、議会ホームページで公開する。

(公開の時期)

第4条 公開の時期については、議案書等が議員に配布されたときからとする。

(閲覧等手続き)

第5条 一般質問通告書及び議案書等を閲覧するときは、議会事務局に申し出て、自己の住所、氏名を様式第1号「議案書等閲覧申請書」に記入し、議長に提出しなければならない。

2 議会開会中の閲覧については、長与町議会傍聴規則第9条の2の定めにより取り扱う。

(閲覧場所)

第6条 閲覧の場所は、議長が指定した場所とする。

(委任)

第7条 その他閲覧に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。